

## 第14回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

- 1 開催日時 平成29年1月25日（水） 午後2時30分～午後4時05分
- 2 会場 職員会館かもがわ 3階 大多目的室
- 3 次第
  - (1) 報告  
これまでの路上喫煙対策の取組について
  - (2) その他
- 4 概要（主な意見は下記のとおり）

### 記

#### ○ 委員

- ・ 現在の過料処分件数は、1箇月当たり概ね120～130件くらいで、外国人観光旅行者の割合が増えているとのことだが、外国からの観光旅行者等が過料処分された時には、何か意見や言い分があったりするのかな。

#### ● 事務局

- ・ 外国人観光旅行者に対しては、言語の問題もあり、意思疎通の難しいこともあると思うが、過料徴収においては特に問題ない。ただ、自国では屋内は禁煙だが、路上は禁煙でないといった意見もあると聞いている。

#### ○ 委員

- ・ 全体としては、過料処分件数が年々減ってきて、それなりに効果が上がっていると評価できる。

過料処分件数のうち、市外の方が約6割、また、そのうち外国人観光旅行者が約3割となっていることが課題という説明であったが、以前の審議会においても、同様の話題が上がっていて、市単体では対応していくことが難しいため、観光協会や旅行業者など、色々な団体等の協力が必要だという話があった。

それについて、何か外国人観光旅行者等への対策の手法や工夫などはあるか。

#### ● 事務局

- ・ 日本に来られる前には、ホームページや旅行会社、京都市海外情報拠点等からの情報発信をし、「京都では路上喫煙はいけない。」ということを知ってもらうよう努めている。

特に、近年増加している中国人観光旅行者に対しては、中国人の訪日観光旅行を取り扱う旅行会社の連絡協議会に依頼し、会員各社を利用される訪日観光予定者に対して、条例の周知・啓発をしていただいている。

また、日本に来られてからは、外国人観光旅行者向けのフリーペーパー等を活用するとともに、関西国際空港や京都駅、外国人観光案内所等でチラシ等の配架や配布などによる情報発信を行い、様々な方法で周知を図っている。

#### ○ 委員

- ・ 旅行会社への依頼とは、国内から、観光旅行者の受入会社を通して、申込元である海外の会社等に対しても喫煙マナーの啓発をしているということか。

● 事務局

- ・ そうである。中国人の訪日観光旅行を取り扱う旅行会社の連絡協議会が、総会等を東京で開催されたため、職員が直接出向いて、会員各社を利用される訪日観光予定者への周知・啓発を依頼してきたものである。

○ 委員

- ・ 色々な取組を実施されていることによって、京都では路上喫煙がダメということは外国人観光旅行者にも伝わると思うが、何故ダメなのかという趣旨まで伝わるようにするのが良いのではないか。ただダメというよりも、市民や観光旅行者の方を火傷から守るために規制しているのだ、というようなことが一緒に伝われば、外国人観光旅行者にも理解が得やすいと思う。

ステッカーやポスター等の紙媒体では、紙面に限りがあるので、あれもこれも掲載するというのは難しいと思う。もし、外国人観光旅行者に対する啓発の依頼を直接するといった機会があるのであれば、そうしたことも実施していただければ良いと思う。

○ 委員

- ・ 四都市で合同啓発をしているということだが、他の都市はどのような形で啓発を実施しているのか。各都市が足並みをそろえて同じような啓発をしているのか。他の都市と規制が統一化されていけば、外国人観光旅行者にも分かりやすい。

● 事務局

- ・ 現在、政令指定都市は20市全てが条例を制定しているが、過料徴収を実施していない市もあるように、市によって条例の内容や所管部署等は同じではない。

四都市合同啓発は、各都市が持回りで開催し、毎年いずれかの都市に赴いて啓発を実施している。

四都市以外の政令市とは特に連携できていないが、広げることを検討したいと思う。

- ・ 合同啓発とは別に、四都市が集まる会議の場も設けている。会議や啓発の際には意見交換や情報提供を行う形で連携している。

○ 委員

- ・ 過料処分の金額は、どの都市も1千円の設定なのか。

● 事務局

- ・ 政令指定都市について言えば、1千円に設定している都市も多いが、例えば横浜市などのように、2千円に設定している都市もある。

○ 委員

- ・ 喫煙者にとってみれば、どこで喫煙して良いのか分かりにくいのではないかと思う。日本人なら吸って良い場所を確認しやすいが、外国人観光旅行者には場所が分からない。そうした対策は何かしているのか。

● 事務局

- ・ 路上喫煙禁止を啓発しているチラシやポスター、観光マップ、ホームページ等において、過料徴収区域等と合わせて、喫煙場所を地図等で示し、周知に努めている。

○ 委員

- ・ 外国人観光旅行者にとっては、今いる場所から、どの方向に、どう行けば喫煙できる場所に辿りつけるのかが分かりにくいと思うので、その辺りを工夫して、喫煙者にとって観光しやすいまちにするのが良いと思う。

○ 委員

- ・ これだけ規制が厳しくなっている今、喫煙者にとっては、たばこを吸える場所がなくてストレスが溜まるかと思う。

例えば、京都駅では案内板にトイレの記載があるが、同じように、喫煙場所の案内があり、喫煙者が見つけられるようにしておくのが良いと思う。

また、これは商業ベースでやる方が良いのかどうか分からないが、携帯電話のアプリなどで喫煙場所や喫煙できる飲食店等が表示されるようにすると、喫煙者にとって分かりやすく、便利なのではないか。

● 事務局

- ・ 本市の観光M I C E推進室などと連携するとともに、英語表記の地図等を作成し、喫煙場所も表示している。また、本市の喫煙場所には外国人観光旅行者向けの啓発用ポスターパネルなども設置しており、喫煙場所を使用する方には、路上喫煙の禁止啓発や他の喫煙場所についてなどの情報発信を行い、喫煙マナーを守って観光していただくといったこともできるようにしている。
- ・ 例えば、京都駅の観光案内板の地図には、過料徴収区域だけでなく、喫煙場所も合わせて表示している。また、観光雑誌やフリーペーパー等にも、地図上で過料徴収区域と喫煙場所を一緒に表示するなどしており、前回の審議会での指摘を受けて、充実に努めている。

○ 委員

- ・ 地図上にQRコードを掲載して案内するなどの方法はどうか。また、GPSと連携できれば分かりやすくなると思う。

● 事務局

- ・ チラシやポスターにはQRコードを掲載し、本市のホームページにアクセスできるようにしている。
- ・ その上で、喫煙場所の紹介もしており、写真をクリックすると、グーグルマップ上で場所が表示されるようにしている。

○ 委員

- ・ 公共の場所では、喫煙して吸殻をポイ捨てしても良いと思われている感じがする。バス停の周辺や道路の側溝などには、当たり前のようにゴミや吸殻が捨てられているのが目立つ。

自分は観光地に住んでいるので、家の近くに多くの観光旅行者がやって来る。地元で月2回、清掃活動をしており、観光旅行者の通路は特に気にして清掃しているが、吸殻や食べ残し等のゴミがたくさんある。

また、定期的な清掃活動とは別に、地元では門掃きもしているが、やはり路上のゴミが多い。側溝に捨てられた吸殻が溜まっていくので、これを掃除しないと大変なことに

なる。

こうした問題については、まずは外国人観光旅行者より日本人がもっとしっかりすべきかと思う。それがちゃんと展開できれば、もっときれいなまちになっていく。

○ 委員

- ・ たばこを吸う人の立場に立って考えるのは、良い論点である。

例えば、公園に少しでもゴミがあると、他のゴミが沢山増える。ゴミがなければ、公園をきれいなまま保ちやすい。中途半端に規制するよりも、人間のそういう心理的な面も考慮して、たばこを吸って良い場所をはっきり指定しておく、皆そこで吸う。分かりやすく、成程と納得できる場所にすると良いと思う。

インバウンドについては、啓発が心配である。バスの中で、ガイド等が観光旅行者に対し、規制の内容を説明するような仕組みを作って徹底すると、吸って良い場所、悪い場所がしっかり区分けできるのではないかと思う。ガイドが説明できないような仕組みでは、うまくいかない。ガイドに説明を義務付けするような制度を作る必要がある。

● 事務局

- ・ 本市では、環境政策局が主体で「まち美化市民総行動」を実施し、ゴミ等の清掃をしている。また、門掃きも実施して、京都のまちがきれいになると、犯罪が減るなど安心・安全にもつながる。本市としても、美しいまちを目指していく。

バス停については、昨年、市内約1,500箇所の市営バス停留所に、路上喫煙禁止の啓発ステッカーを貼付し、啓発している。

また、清水坂観光駐車場においては、観光バスの入庫時に、チラシ等をバスガイドに渡し、外国人観光旅行者に対して、降車前に路上喫煙の禁止を啓発するようにしている。直近の調査で、清水地域での路上喫煙率が低かったのは、そうした取組の効果もあったと考えている。

○ 委員

- ・ たばこを吸う人にとって、喫煙場所の環境は悪いのではないか。1箇所に集められて、狭い場所に人がいっぱい集まって喫煙しており、そこから戻られた方は、身体中からたばこの臭いがしている。マナーを守って喫煙場所で吸っている人は、どう感じているのだろうか。ここでは吸いたくないと思っているが、仕方なく我慢しているのか。

● 事務局

- ・ 屋内の喫煙場所では、換気の追い付いていないところもあるのではないかと思う。本市では、全て屋外に喫煙場所を設置しており、屋根がなく、自然の風で煙や臭いが希釈されるようにしている。個人的には、喫煙場所でたばこを吸っていると、周囲に気兼ねしなくて良いので、喫煙者にとっては良いと思う。

○ 委員

- ・ 喫煙者も肩身が狭いことと思う。喫煙場所の位置を分かりやすくして差し上げるとか、マナーを守って喫煙されている方、路上喫煙の禁止に協力していただいている方にとっても、優しいまちであれば良いと思う。

○ 委員

- ・ 他に御意見等がなければ、この件に関しては以上とさせていただきます。  
事務局は、今回出た意見について、積極的に反映していただくようお願いする。  
議事次第2「その他」について、事務局から何かあるか。

● 事務局

- ・ 近年、たばこメーカー大手3社から相次いで販売され、増加傾向にある「加熱式たばこ」の「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」における取扱い等について、御報告させていただきます。

<事務局から説明>

- ・ 「加熱式たばこ」とは、専用機器により、たばこの葉を電気で加熱したり、霧化した液体を通過させたりして発生したニコチン等を含む蒸気を吸うものをいう。現在、「プルーム・テック」、「iQOS（アイコス）」及び「グロー」の3銘柄が販売されている。
- ・ 「プルーム・テック」は、平成28年3月から福岡市で先行販売しており、「iQOS」は平成27年9月からインターネット及び主要都市のたばこ販売店等で販売を開始したが、平成28年5月から全国展開し、コンビニエンスストア等で販売している。「グロー」は、先月から仙台市で先行販売が始まっている。
- ・ いずれも構造や原材料、たばこカプセルやカートリッジの価格等について多少の差異はあるものの、火を使わないことは共通している。
- ・ 一部メーカーの公表している情報によれば、屋内環境では使用時に排出される有害物質は、概ねニコチンで10分の1程度に減少しており、燃焼によって発生するタールはゼロに抑えられているとのことであるが、これまで、公的機関による健康影響の検証は実施されておらず、公的に証明されたものではない。
- ・ 厚生労働省が平成28年9月2日に公開した「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」においては、『加熱式たばこ製品と疾病との関係についても、今後の研究が待たれる』と記述されている。
- ・ 本市条例は、その制定時には現在販売されている「加熱式たばこ」が販売されていなかったことから、火をつけて喫煙する「紙巻きたばこ」を前提としており、「身体及び財産への被害の防止を図る」こと及び「健康への影響の抑制を図る」ことを目的としている。

「加熱式たばこ」は火を使用しないことから、他者へのやけど等の危険がなく、また、ニコチン等の吐出が微量となっており健康への影響の程度が不明であるため、条例の対象には含まない。

しかし、「加熱式たばこ」の喫煙行為と「紙巻きたばこ」の喫煙行為との判別が困難であることから、「加熱式たばこ」についても、条例の趣旨を踏まえ、路上喫煙をしないよう行政指導を行うこととしている。

○ 委員

- ・ 路上喫煙等を禁止するに当たり、何を目的とするのかによって、「加熱式たばこ」の取扱いも変わってくるのではないかと思う。喫煙者の周囲の方に対する配慮として禁止す

るのであれば、周囲への影響が少ないと考えられる「加熱式たばこ」は対象外かもしれない。

個人的には、喫煙者の周囲の方への配慮、すなわちマナーという面から言えば、喫煙者と非喫煙者の分煙が徹底できれば良いと思っていたし、そもそも条例はそういう目的で作られたものと思っている。

しかし、健康への影響まで配慮して禁止するのであれば、喫煙そのものを規制するという次元の異なる話になると思うので、その辺りも含めて取扱いを考える必要がある。

● 事務局

- 健康への影響に係る部分については、受動喫煙防止対策に深く関わってくる部分かと思うが、その辺りについては、本市の保健医療課が専門的に所管しているところであり、当方としては、路上喫煙の禁止に係る部分を所管しているという理解である。

受動喫煙防止対策が検討されていく中で、健康への影響がどの程度あると規定されるか、どこまで厳しく規制されるかによって、取扱いは変わってくると思う。

○ 委員

- ポイ捨ての観点からすると、「紙巻きたばこ」と変わらない面もあるかと思うが、その辺りについて何か意見等はあるか。

○ 委員

- 燃えるものでなくても、加熱することによって温度が上がり、ポイ捨てから出火したりしないのか。

ゴミが出るという問題点からすると、「紙巻きたばこ」と同じと考えても良いかと思うが、販売され始めて時間も経っておらず、事例もないので、そこまでは言えないかと思う。

● 事務局

- 加熱されるが、火がついて燃える程の温度ではない。使用済みのカートリッジやカプセルはゴミとして出るので、ポイ捨ての面では同じである。

なお、ポイ捨ては環境政策局の所管となっている。

仰るとおり、「加熱式たばこ」は全国的に普及しているわけではなく、インターネットで購入できる銘柄についても、主流になっているわけではないので、事例も少ない。

○ 委員

- 事務局から、国の規制の動向、健康増進法の改正等に係る補足等はあるか。

● 事務局

- 健康増進法改正の関連では、新聞でも報道されているとおり、小中高校や医療機関は敷地内を全面禁煙に、官公庁や大学等でも建物内では禁煙という方向性が打ち出されている。飲食店や駅等では建物内では禁煙だが、喫煙室を設けることは可能とされている。また、この違反に対しては、都道府県などが勧告・命令を出し、改まらなければ過料を科すとのことである。

屋内での喫煙と路上喫煙は違う話だが、影響があるものだし、受動喫煙対策の動向を

注視し、路上喫煙対策においても、必要な対策はしていく必要はあるかと思う。

○ 委員

- ・ その中で、加熱式たばこの取扱いについても議論の俎上にのぼることが予定されているということか。

● 事務局

- ・ そういうこともあり得る。加熱式たばこについては、健康への影響の部分がどう証明されていくのか、注視していく必要があると考えている。

○ 委員

- ・ 「加熱式たばこ」は、健康志向の方が購入されるのか。

● 事務局

- ・ 一部メーカーの公表している情報では、ニコチンが「紙巻きたばこ」の10分の1程度、タールはゼロに抑えられているということなので、健康志向の購入者もいるかと思う。また、金額的には、現在販売されている「紙巻きたばこ」とあまり変わらないので、禁煙に向けての第一歩として使用する方もいると思う。タールが出ないことから、家が汚れないので家族にも好評という方もいる。
- ・ 喫煙に対する周囲の目が気になるが、やはりたばこは吸いたいというような方が使用されるのではないかと思う。

○ 委員

- ・ 自分の知っているヘビースモーカーの方は、ニコチンが少ないから健康面での被害が減るので「加熱式たばこ」に替えたところ、飼い犬が臭いを嫌がらなくなったと言っておられた。そのように、健康や家の環境、そして経済的にも良くなるので購入するという方もおられる。

○ 委員

- ・ 当審議会においても、今後、条例の規定そのものを見直す必要が出てくるかもしれないという認識で、これからも「加熱式たばこ」の取扱い等について取り組んでいくこととしたい。